

『松平大和守日記』古筆関連記事（寛文年間）、瞥見

藏 中 さやか

An Analysis of the *Kohitsu* and the Related Articles in *The Diary of Matsudaira Yamato no Kami* during Kanbun Era

KURANAKA Sayaka

Abstract

The Diary of Matsudaira Yamato no Kami is a personal memoir written by Matsudaira Naonori (1642–1695) from 1656 to 1695. It conveys the daily life of a *daimyo* in the early modern times and has been highly estimated as historical resource in research of dramas such as *Kabuki*, *Noh*, and *Kyogen*.

This paper compiles and analyzes the *kohitsu* (ancient calligraphy) and the related articles during Kanbun Era (1661–1673) of *Diary*, based on the preceding research that *Diary* shows Naonori's love of calligraphy and painting since youth. As the result of the analysis, while reflecting the contemporary trend, Naonori's strong interest in the *kohitsu* including stories, books on poetry and especially those by Fujiwara no Teika (1162–1241) is confirmed. Also, the aspects of active human exchanges of the time bearing on the *kohitsu* is verified. Furthermore, a piece of Chinese poem presumably by Fujiwara no Teika which was copied by Naonori under the entry of Dec. 24th, the 4th year of the Kanbun Era (1664), stands as a precious piece adding to the scarce collection of Teika's only 34 remaining pieces of Chinese poems. Its translation into Japanese and interpretation are demonstrated in this paper.

キーワード：松平直矩、松平大和守日記、寛文年間、定家、古筆

Key words: Matsudaira Naonori, *The Diary of Matsudaira Yamato no Kami*,
Kanbun Era (1661–1673), Fujiwara no Teika (1162–1241),
the *kohitsu* (ancient calligraphy)

『松平大和守日記』 古筆関連記事（寛文年間）、瞥見

藏 中 さやか

はじめに

福井久蔵『諸大名の學術と文藝の研究』（厚生閣 一九三七年）は、徳川家康曾孫松平直矩（一六四二～一六九五年）について、次のように述べる（傍線は稿者による）。

（前略）直矩多才和歌に長じ繪畫を善くす。されど姫路より村上にうつされ、再姫路に復し、天和中事に坐し未邑を削られ、日田にうつされ、又更に山形に後白川に傳ず。政治にはかんばしからざるが如く、而も父母及養母の血をうけ、日夕詠歌を事とす。元禄八年十五歳にして卒す。天祐公と謚す。（中略）明暦二年より元禄七年に至る大きな文庫二合にみてる浩瀚なる自筆の日誌中に載せたるを拾ひてもその數は夥しき數に上るべし。（四二五〇四二六頁）

姫路侯松平大和守直矩は和歌謡曲聞香等の諸技に長ぜし人、（下略）（七二五頁）

直矩は生涯に七度の封地替えを命じられた大名としてその名を知られ、小説にも描かれたが⁽¹⁾、傍線を付したように大部な日記を遺した人物である。直矩が遺した『松平大和守日記』（以下、本稿では『日記』と

称する）は、若月保治『近世初期国劇の研究』（青磁社 一九四四年）によつて、歌舞伎・淨瑠璃関係の記事が抄出の形で紹介されたことから、近世演劇の研究史料として注目されてきた。現在、芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成第一二卷 芸能記録（一）』（三一書房 一九七七年）と鈴木鉄三『松平大和守日記』上中下（村上古文書刊行会 一九八九年）によって、活字本の形で本文が供されているが、それらと既に失われた

原本との関係については、両書の概説および解説や武井協三『松平大和守直矩の日記—越後写本と若月写本』（暉峻康隆編『近世文芸論叢』中央公論社 一九七八年）に詳述する通りで、現況では抄出書写という形で遺されたテキスト及びその翻刻を用いるしかない。とはいへ、その史料性の高さは渡辺憲治の「この日記は芸能資料として扱われることが多いが、大名と堂上歌壇の関係を知る上でも重要な資料である」という意見⁽⁴⁾や、五島邦治の研究等によつても明らかである。⁽⁵⁾

さらに近時、榎原悟は『日本絵画の見方』（角川書店 一二〇〇四年）において、『日記』を「古筆や古画の鑑賞をはじめとする、当時の美術品鑑賞（受容）の有様を知る上でも見逃しがたい」ものと位置付けてその中の書画関連記事を紹介し、美術品コレクターとしての近世大名の一面を明らかにした。榎原著者は絵画に重点をおいて『日記』の内容をとり

あげ、直矩が、狩野派画家、特に懇意であった探幽に絵画の発注を多数していたことを指摘する。また眞賛問題の発生という観点から雪舟の絵画、定家筆の『壬生忠見集』の例を挙げ、特に『忠見集』については『日記』記事（寛文六年八月廿七日、十二月廿八日、寛文七年一月廿六日、二月十八日、五月三日各条）から、同集に対し了承が賛作の疑いを示したものその後水尾法皇の叢覧により決着し、曼殊院良尚による外題染筆を得たという過程を明示された。⁽⁶⁾

一般読者向けに執筆された榎原著書をうけ、本稿では、直矩の古典文学への関心を追いながら寛文年間に集中してみることのできる古筆関連記事の集成、整理を試み、その意義を考えてみたい。既に上野洋三は「松平直矩の歌学ことはじめ」（『文学』第五卷第二号「文学のひろば」一九九四年 岩波書店）において、「『日記』に「書・画・歌書の収集」の記事が多くみえることを述べ、「直矩の集書は、どうなつたものか。未だにまとまつたものを見たことがない」と結んでいる。個々の記載内容が断片的であることは惜しまれるが、コレクションとして次代に継承されることなく散つたそれらを紹介かたがたまとめ、提示しておくことは、近年、伸張著しい古筆学研究の分野に幾許か寄与する点がある。また記される内容は近代の売立目録に示されるよりさらに一時代遡及したころの古筆の売買とそれに関わる人々のネットワークという点からも興味深い。以下、『日記』記事を掲げつつ論じていく。

尚、本稿における『日記』本文は、『日本庶民文化史料集成第一二巻芸能記録（一）』刊行後に同書も参考しつつ翻刻された、村上古文書刊行会本を用い、特に必要な場合のみ異同を注記する。⁽⁷⁾

芸能、絵画への関心が中心となつてゐる先行研究に対し、本稿は文学、書とのかかわりをとりあげる。

上野「松平直矩の歌学ことはじめ」も紹介するように、寛文三（一六二三）年（二二歳）の十一月十日条には

歌御好之書ヲ渡部源五右衛門ニ問ニ 鶴ノ本末 鷺ノ本末 愚問賢
註 三部抄 悅目抄 竹園抄 近来風軀 後鳥羽院詠方書

とある。これに呼応して十二月廿一日条には

同便ニ 七書評判・軍法侍用集・江戸名所之記・竹開抄・愚問賢注・

悦目抄來 此便ハ昨夜來

とあり、耳にした歌書のうち幾つかを、一月余り後には入手したことが確認できる。渡部源五右衛門は和歌に通じた侍臣のうちの一人でしばしば『日記』に登場する。⁽⁸⁾ 尚、『日記』からは、この十月から年末まで、太田三右衛門、中村喜三、久佐道充ら侍臣と当番制で『土鑑用法』『三略』等の軍書を頻繁に読んでいたこと、十二月十九日には「竹林抄 三浦忠右衛門ニ言付写之 出來」ということが記されている。

上野は右のような歌書への関心の萌芽の背景として、初めの妻の没後、京都から迎えた長おさという女性（東園基賢女。寛文三年九月より直矩のもとへ。後に二番目の妻となる）の影響を示唆する。しかしこの時期以前の万治二（一六五九）年七月九日条に探幽に富士の絵を眺え、同十月五日には京から届いた『太平記』について「京より太平記一部來絵入評入圖入

是は去年沢村自三申候之也」とわざわざ記しているように、直矩は、その生育環境から、本来的に書画への関心の高い若き大名であつたとみるべきであろう。

寛文三年四月廿三日条には、

吉田草也見廻ニ來 珍敷歌や有かと尋ければ 今年飛鳥井殿下向の折ふしノ墨とりの歌有といふ (中略) 珍敷歌書 何にても見せよと約束して遣之

同廿六日条には、

吉多^(田カ)草也所^ラ 仙洞ノ御製 飛鳥井殿吉野記 為持越 是ハ先日來時約束為ニ付也

とあり、飛鳥井雅章が承応三(一六五四)年三月の吉野花見行の際に草した『吉野記』を手にしている。尚、この時の書物は五月十四日条の「信濃守殿^ヲ仙洞ノ御製 吉野記 借ニ來」という記載によつて、信濃守土井利直に貸されたことがわかる。この例にみられるように、『日記』にはしばしば、書物披見の願いや借覧書写、貸出が断片的に記され、書籍によつて繋がれた人々の交流が窺えるのである。

たとえば『源氏物語』については次のような記載が確認できる。

寛文五年四月廿七日 武家^(マニ)二源氏御仕立候間 我 (飛鳥井大納言・稿者注) 二も一冊 書くれ候得と御所望也 如何と言候得共 達テと之御事にて 請 (下略) キト言付

直矩の『源氏物語』講読は、終盤、杉本道慶という者の導きによつてす

すめられた。寛文六年三月九日条に「杉本道慶 昨晩下着二付 出 色紙・たんざく持參」、十日条に「杉本道慶二^(源語秘訣カ) 源秘訣借^(三ケノ大事十五ヶ之秘傳あらまし有之 則寫之)」以降、四月十一日条に「杉本道慶学文弥望ニ付京へ暇遣 来夏帰城之時分可参よし為言渡」とあり、連日講読の場が

もたれている。最終となる同日条には

源氏物語読済 是ハ極月十一日時分から見はしめる也

見るに猶おもひそわたる世中ハ とてもかくとも夢のうき橋

と読了の思いを綴る。道慶の京出立後も交流は続き、

寛文七年八月十四日 泊石薬師 (中略) 同所ニテ杉本道慶持參 人丸絵土佐筆 土佐^(日記カ)記一冊 披露有之

十月二日 道慶所^ラ読クセ付源氏物語 読合仕廻候分十冊余来

といった記事が散見する。

このような直矩の青年期にあつてとりわけ集中的に古筆関連記事が見られるのが、寛文四年から七年の時期で、目を肥やし収集家へと変貌していくさまがみてとれる。鑑賞、借覧書写、購入等、個別に異なるがここでその対象によつて項目を分けて示してみたい。尚、複数の項目にまたがるものについては、極力、一項目にのみ掲げ、記述の重複を避けるとともに、論述の都合上、定家古筆に関わる記事は「二」にまとめている。また為家等、特定の人物は古筆の伝称筆者とされることが多く、断片的な記事から安易に現存する書籍、古筆切れと結び付けることは避けるべきという立場から、現存する書籍、古筆切れとの関係は場合によつては注記に触れるという程度に留める。

(イ) まとまつた古筆の鑑賞の機会

次に記すのはいざれも由緒ある寺院が古筆を手放す機会に巡り合つたものであろう。多田院は現在の多田神社（川西市）であるが、その社殿は寛文期に徳川家綱により再建されたことが知られる。

・寛文四年閏五月十日条……高野宝生院

今度高野宝生院 先年老出入有之ニ付 為証文之昔老有之宝物ヲ持參被申候由及聞 為拝見度之旨 先日柴田次郎右衛門ヲ以言入候へば^(ママ) 何時ニても持參可有之候ニ付 今日於高縄見 則宝生院御持參 振舞也 弘法大師御筆數多 勅筆多 其外ニハ頼朝卿・高氏卿・義詮卿・鎌倉尼將軍御筆 義経・定家卿・^{酉倍内位}西行法師・寂蓮法師・弁慶 此外古筆數多 不覚ニ付不記

・寛文五年二月十二日条……多田院

多田院宝物持參いたされ 拝見 是石谷出入老迄 我ニ為見度之旨 西 大寺持參 願之由被言入ニ付出入老迄申來 今日約束ニ付也

公宣 後土御門証文御判・義家卿・尊氏卿・直義・義詮卿・義政卿・義尚卿・義昭卿 此外時代執事等之寺領寄進等之書物也 女筆ニハ尊氏卿之室赤橋相模女之判も有之 細川頼之之判も有り 此外ハ不覚ニ付き不書

高縄（輪）の下屋敷に持ち込まれた「宝物」は、購入状況については不明であるが、由緒ある場からの古筆の流出、売り込みや購入層としての大名の存在という当時の実態が窺える。茶道の流行によつて古筆の価値が高まつて以降、大名や富裕な町人層にまで古筆購入階層は広まつていた。直矩自身が、名筆に触れ、またそれらを談義する文化圏に存在し

たことを如実に物語つていよう。

(ロ) 『伊勢物語』への関心

『日記』には一位局筆と為家筆の『伊勢物語』を所持していたことが記載される⁽¹⁾が、『伊勢物語』に関する最初の記述は左の通り、学習的なものである。信濃守土井利直より借覧した為家朱引き本により自身の本にも朱を入れたらしい。

寛文四年八月十四日 伊勢物語朱引ス 是ハ昨日信濃殿にて 為家朱引之本かり来ニ付也

その後、寛文六年七月二日条に「一位殿筆伊勢物語全部求之 是ハ栄雅之息女也」という購入記事がみえ、さらに翌年八月十六日条に「一位局筆伊勢物語奥御調來」とあり、詳細を欠くが加証奥書を調べたものとわかる。

後に自慢の品となつた為家本は、添状を妻の父東園基賢の勧めにより作成、その後に購入したようだ。

寛文六年七月十五日 京へ遣 為家卿筆伊勢物語 冷泉為清卿添状取來 藤谷宰相殿とも相談ノ上によし 東園殿御才覚

也

同十八日 為家卿筆伊勢物語一部求之代金二拾枚也

奥書や添状を自ら手配し、自身のコレクションの価値を一層高めるさまがみてとれる。特に為家筆『伊勢物語』は

寛文七年閏二月十六日（前略）棚為家卿伊勢物語

三月廿一日（前略）書院床ニ為家卿之伊勢物語たり⁽²⁾との記事があり、客人に披露されたものである。この他、

寛文六年十二月六日 為宗卿伊勢物語 信濃殿へ昨晚約束ニ付 借之
という記事もあり、また江戸以外の地にあつた時期の左の記事から、地方においても注釈、絵画を目にのする機会があつたことがわかる。

寛文七年十月十五日 同晩 高砂町又右衛門と云者所持之旨ニテ 和哥

知顕集全部 二条家為世筆 荒井村惣太夫と云百姓所持之手鑑古筆新筆押ませニ有之 為見
同十二月十一日 京都より伊勢物語之絵土佐筆・上下絵やう之小袖表
二端・なまり香箱など色々來 同便二飛鳥井大納
言乃盆山之記清書來

(八)『寝覚物語』の購架

欠巻部分があり、古筆切れ等による物語復元作業が試みられていることでも知られる長編物語『寝覚物語』⁽¹⁴⁾についても購入記事がある。

寛文六年八月十九日 後光嚴院宸筆寝覚物語全部一冊 為相卿筆二巻

求之

同廿日 古筆 昨日求ニ付 梶口甚右衛門預り之中 代金

拾枚ねさめ物語 代金十両為相卿筆 斎藤周雪二

渡之 是ハ板垣善兵衛所より取之也

九月一日 後光嚴院(震筆) 昨晚加、爪甲斐守殿へ見せに遣

見事成物之よし申来

右の記事には「全部一冊」とあり、巻子本ではないことがわかるものの、一冊の分量は不明である。庶民文化史料集成本は十九日条の「宸筆」の後、「」を付して翻刻し「後光嚴院宸筆」が『寝覚物語』筆者を指すのではなく、別の古筆一点を指すという解釈を示す。しかし、廿日の代

金支払いの記事に、「宸筆」が別記されない以上、後光嚴院はこの『寝覚物語』の伝称筆者であつたのではなかろうか。斎藤周雪、板垣善兵衛については後述。

(二)和歌・歌書等関連記事

この項目には、一書の体を為していたと考えられる書籍の借覧や書写等に関する記事を載せる。「はじめに」に記した定家筆『忠見集』に関する記事は、寛文六年七月十三日条以降、八月廿七日条「京極黄門定家卿手跡壬生忠見集求之 代金拾五枚 取次七左衛門」等あるが、個々の記事は、適宜、記載した。詳細は榎原著書によられたい。

・寛文四年

七月廿七日 為重卿之筆也トテ 古今集庵主御持參

八月四日 大沢次郎右衛門殿より哥書四冊 水野平右衛門取寄 右筆

四人ニテ写之

同十六日

細川丹後守（細川行孝を指すか：稿者注）より哥書 日向平右衛門借寄

九月十九日 哥仙之家集曾白筆求

十月廿五日 盛方院見廻 玄旨法印（細川幽斎：稿者注）詠草一冊御持參也 是ハ内々約束ニ付也

十一月廿五日 寂蓮法師筆之哥合 或所より來 井上助九郎ニ言付 為写

之 二十番 祀阿判也

・寛文五年

二月十二日 同（信濃守：稿者注）所ヨリ荒木曾伯筆歌書借ニ來

四月廿七日 和歌入学集栄雅卿御作公方義政公ニ被獻(15) 此歌書御書被

下へきよし（飛鳥井・稿者注）大納言殿被仰也

借寄之写也

十二月八日 飛鳥井殿（采カ：稿者注）頼入家雅卿作入学抄出来

・寛文六年

三月十一日 三略秀哥歎大略 杉本道慶讀之

同廿三日 為餞一の丸（妻長（おさな）を指す・稿者注）より歌仙たんざく

筆公家衆寄合書目錄共二也

（下略）

同廿五日 京名妙門御筆 奈良八景詩歌

七月十三日 定家卿筆壬生忠見集 全部（代金百枚ト云々）為家卿筆金葉集（16）全部

一冊 其外ニ切色々見セに來

八月七日 靈台院殿（直基公室を指す・稿者注）名御所望之中納言

殿筆百人首來 此外ニ歌書も來

同廿一日 島山牛庵 初テ來 逢 古筆少々見

（中略） 同（松平美濃守殿・稿者注）所ニテ 桐火桶

定家卿作書物借 帰テ以後 使者ニテ來

廿三日 靈台院殿へ二之丸名進上する 桐火桶貰ニ文ヲ進 則被

下之

十月十六日 壬生忠見集定家卿筆付札 古筆勘兵衛所より取也

十二月十三日

詩仙一卷 治部齋二頼 出來

十二月十五日

信濃殿名約束ニ付 光広卿之筆古今集借りに來 付テニ

手前約束之無名異給之

・寛文七年

四月十八日 白玉集 雪玉集 自閑所名借之

十二月十七日

宗祇之筆百人一首之抄 当町すみや太郎兵衛所持ニ付

『古今集』『金葉集』といった勅撰集の他、書名を記さないものを含め多数の和歌関連の書籍が挙がる。本項に関わる古筆勘兵衛、島山牛庵については後述。

（ホ）古筆・手鑑等関連記事

寛文四年十二月十日条の「亀山院御筆」という記述以降、記事が散見するが、具体的な内容に乏しいものが多い。史料性は低いが、入手状況や

表装依頼等、興味深い。寛文六年四月十六日条「御台様へ 詞花集（虎闘師鍊カ）自照院善政公筆 出羽守遺物」同廿九日条「出羽守御遺物二色・古漢和尚

墨跡・益毫 信濃守殿より被越之」とあるのが、早い時期の記載となるが、これは初めの妻の父松平直政（同年二月三日没）の遺品について記したものであろう。以下、年次に従い記す。

・寛文六年

五月十日 二之丸へ來右筆去廿八日京名着之よし

同十七日 法皇御製之震筆（震カ：稿者注）表具出来

（七月と八月一部の記事は「二」参照）

八月十六日 斎藤周雪 古筆持參 見之 是ハ板垣善兵衛道具也

同廿五日 島山牛庵所へ 久野庄兵衛ヲ使にて 時服遣之 古筆

共極ニ遣之

同廿六日 牛庵所名歌・書 折紙札等 多極來 （中略） 定家卿

御手跡切二枚求之 代金六枚也

九月一日 定家卿御筆之切 つがせ候ニ付 古筆なをし 了（仁カ）呼寄

言付 （中略） 古筆之短冊二拾枚求之（震筆）有之

同廿三日 東園殿より十二月書絵之巻物・肴 同侍従殿より哥以扇・肴
帰城之祝儀二来 二之丸よりも祝儀來 一同ニ披露有之
内々頬遣御門跡方・公家衆寄合書短冊五十七・色紙五十
七出来 (中略) 二之丸ニ而拝見 法皇之勅筆 守袋
二人置候様ニとて 基賢卿より来旨ニ而 八幡之御名号
頂戴之

同廿二日 隠元禪師一行物 牧塙吉峯老より内々約束ニ付來
八月三日 公家衆新筆之色紙・たんざく 屏風ニ言付 出來

同九日 晚泊鞠子 宿横田三左衛門物数寄者也 床色々花かさり
物有之 探幽・永真絵 隱元禪師之墨跡色々有之 益山
硯・筆掛・同屏風 其外坐敷物数寄也 元は本多美濃
守殿 (本多忠政を指す: 稿者注)ニ在之者也

九月一日 東園中納言より桐山織部來 先達御状・祈念之御札共・青
蓮院御門跡御筆跡菊水延命経來 是は江戸より願之旨頬上
二付也

十一月廿八日 岩佐三達をたのミ来道具屋いせや五兵衛道具見 一休和
尚之ゑさん 定家卿之文 其外色々有之 手鑑色々來
内伝教大師・慈恵大師・道風・経ノ切 取

十二月九日 晩 茶之湯 (中略) 懸物 法皇宸筆御懐紙 (下略)
手鑑から選択して古筆切れを購入した場合だけでなく、江戸以外の地
でみたもの、新調したものとの記事等、内容は多岐にわたる。

(へ)『作庭記』の書写

書写したことが明記される歌書以外の作として『作庭記』がある。同

同七日 定家卿筆之切 了仁^(継) 持参

同八日 古筆屋色々持參 是ハ狩野采女 (洞雲益信を指す: 稿者
注) 所より平野新右衛門頬遣之

同廿五日 手鏡 古筆屋所より來 (中略) 喜多見久太所望ニ付

手鏡之中 積教之哥 一首書之遣之

十月八日 世尊寺行成卿筆・大職冠御筆・尊円法親王御筆 求之

同廿九日 古筆屋伝右衛門言者 色々手鏡・歌書・懸物等持參 見
之

十一月三日 古筆^(ママ) 皇明皇后・西行法師・坊門庵^(局方)・源義視書 求之

同十四日 便ニ 中納言殿より返状來 是ハ古筆之事ニ付 用言遣之
也

十二月廿八日 行成卿筆・尊円親王筆掛物出來 与市左衛門・浅之助ニ
遣之

・寛文七年

二月廿三日 同 (上野介殿: 稿者注) 所此比被求旨ニテ 一休和尚詩
二見之 雪中薰^(幽)と云題かとおほゆる

同晦日 (前略) 其より高縄下屋敷へ行 大山之重物縁記二卷 何
ノ御門かの勅筆後小松院御筆かと覺 絵土佐光信筆見ル
是ハ天埜郷右衛門ハ大坊と近ニ付 取寄也 賴朝卿・尊
氏卿之御判有 去時分求之 (下略)

五月十日 杉原伝左衛門殿被來 市左衛門遺物のよしニテ 坂上是
則哥 みよしの・山のしら雪 と云 台徳院様 (二代將
軍秀忠を指す: 稿者注) 御手跡持參 則納之

書は『前栽秘抄』とも称す。山田孝雄『典籍雑攷』（寶文館 一九五六年）によれば野間三竹の「寛文丙午冬十月日」奥書を加えた系統の本があり、松平綱利が良経自筆本を長く蔵し、自らが蔵する本と校合したことをするという。この奥書は寛文六年冬のものであるが、『日記』には翌年閏二月に同書を借覧書写した記事がある。

・寛文七年

閏二月廿日 寿昌院より後京極良経自筆之写 作庭之記一冊 借寄之
同廿六日 作庭記後京極撰政殿作 沼三竹老借之 小倉十兵衛ニ言付
写之 出来

「沼三竹」は野間三竹のことであり、同書をわざわざ借りたものらしい。以上、（イ）から（ヘ）まで、項目に分かち、その記載内容を示したが、そこからは、古筆を取り巻く人々、すなわち古筆に関わる侍臣や鑑定家、取次ぎ者たちの働きが具体的にみえてくる。

例えば、六年八月十六日条「斎藤周雪 古筆持參 見之 是ハ板垣善兵衛道具也」中に、板垣善兵衛の道具を取り次ぐ臣として登場する斎藤周雪は、『日記』五年四月六日条はじめ、記事中にしばしばその名がみ(18)え、直矩の文化面を支えた家の一人と考えられる。

同記事にみえる板垣善兵衛は、東京大学総合研究資料館蔵狩野探幽「探幽縮図」中にも「下六 寿老人図 寛文七六年廿八日 板垣善兵衛与來 中古ゑ 後外題相調遣候」とその名が記されているように、探幽のもとにも絵画を持ち込んだことが確認される人物で書画を扱う者と考えられる。

この他、『日記』中には鑑定を職業とする人物の存在が確認できる。

渡部源五右衛門、後に久野庄兵衛が使者として立った畠山牛庵（一世）である。牛庵には多くの極めを依頼しているが、これは自らが所有することになったものに積極的に価値付けを施したということであろう。六年八月廿二日には牛庵が直矩のもとに来て逢ったことが記されている。また、例の『忠見集』の極めを依頼された古筆勘兵衛（一世、了任を指す）の存在も確認できる。

直矩の侍臣（平野新右衛門、岩佐三達）をつてに商いをする「古筆屋」（六年九月八日）、「道具屋」（寛文七年十一月廿八日）という呼称で示される者たちは、大名、豪商を渡り歩き古筆売買を生業とする者として認識されていた。さらにその周辺には書画の装幀に関わる者もいる。書の場合、例えば、六年五月十七日条に「法皇御製の宸筆」の表具出来がみえ、同年十月八日に求めた古筆は十二月廿八日に掛物として出来し、七年五月廿二日に記される短冊・色紙は八月三日に屏風に仕上がつたものと考えられる。この他、「古筆直し」をした者に了仁(19)の名が挙がる。これは正しくは「了任」のことかと思われるが、寛文六年九月一日定家筆切れの継ぎを依頼、七日には出来が確認できる。

以上、本節では『日記』から古筆に関連する記事を総体的にとりあげた。次節では、特に珍重された定家古筆を中心に据えて考察してみたい。

二

周知の通り、定家の手跡は特に高値で取引されるものであった。寛文六年の『忠見集』関連記事に先立つ寛文四年十二月に『日記』記事に集

中的に登場する「廣瀬清庵」^(安)という者は、他出は確認できていないが、専ら定家周辺の書蹟を扱つたようである。次に記事を引用する。

・十二月十六日条

（前略） 小座敷ニ而料理出 床の懸物うつら 東山時代之物之由
定家卿筆卷物 為家卿筆也後撰集有之 勝手ニ福田五右衛門居料理ス
并□清庵・吉田草也も居 （中略） 茶過テ浦之茶亭へ出 床ニ定家
卿筆林の裏之図之様なる物有之 （中略）

式部殿ニも 定家之中納言望之御状 清庵持參見ル

この日は松式部殿すなわち榎原忠⁽¹⁹⁾次の屋敷で料理を振舞われた。このとき、名品を目のあたりにした直矩に対し、清庵は、以後、再ニ古筆を持参する。

十七日 朝 広瀬清庵 定家之筆數多持參見 内ニ明月記但四月之分
持來也

十九日 広瀬清庵 古筆多持參 大型定家卿筆也

廿四日 広瀬清安所^ら珍敷哥書・懸物共 用ニ有之哉とて來 定家之筆
阿仮之拾遺集^{から}かうのもの 其内ニ定家自作之詩有 求事ハ貧家

二而難成 書留置

（書き留めた漢詩は「三」参照）

直矩の所望によるものか、清庵は、常に定家古筆を持ち込む。廿四日条の漢詩内容については次節で分析することとしたが、定家古筆を高値ゆえに購入出来なかつた、この時の直矩の思いこそが、高価な『忠見集』購入（寛文六年八月廿七日）の原動力となるのである。同集購入直前である同年七月の『日記』から引用を示してみたい。以下、論述の都合上、

本稿に既出の記事を含むが重複記事は末尾に◎を付した。

四日 定家卿筆色々 例七左衛門持參 見

五日 定家卿筆寄歌書壱冊・同筆切 見せより来

七日 定家卿五首され見せに來 牛庵ニ見せ候得ハ 似セ也云々
十日 定家卿御筆切來 畠山牛庵所へ見セニ遣之 渡辺源五右衛門近
付ニ付 使ニ遣之也

十三日 定家卿筆壬生忠見集 全部一冊 為家卿筆金葉集 全部一冊
其外ニ切色々見セに來 ◎

この月の前半、集中的に定家筆を眼にしているが、翌八月も記事は続く。

十一日 定家卿御筆・雪舟之龍絵 斎藤周雪持參 見之

十六日 斎藤周雪 古筆持參 見之 是ハ板垣善兵衛道具也 ◎

十七日 京極黄門定家卿之絵 是則ヲ被書 上に 御吉野の山のしら雪
積らし の歌被遊候ヲ 七左衛門と云町人持來見之 代金百枚

と言

廿六日 牛庵所^ら歌・書 折紙札等 多極來 （中略） 定家卿御手跡
切二枚求之 代金六枚也 ◎

廿七日 京極黄門定家卿手跡壬生忠見集求之 代金拾五枚 取次七左衛

門 ◎

鑑定家である牛庵に信頼を寄せ相談しつつ、町人七左衛門が取り次いだ『忠見集』を入手に至る。七左衛門も清庵同様に定家古筆を多く扱つた者であろう。尚、本稿注(6)に述べたように、十月十六日には古筆勘兵衛より極め札を得ている。この二月程の間に実に多数の切れを実見し購入しているが、購入したものの中には前節で示したように直しが必要

なものもあつた。

また、一連の中での品について思い出したこと九月二日条に
「村上より便有り 以前より有之定家卿之掛物取寄 徒思見事也」と示
されている。

逸品『忠見集』は突發的に求めたものではなかつた。名品を目にし憧
れを抱く経験、自身に訪れた入手の機会を高値ゆえに逸した時の苦い思
い、身近にもたらされる多くの切れの買い入れ等を重ね、漸く、己の手
が届きそうな品として出現したものを購つたのであつた。

三

前節では、直矩の定家古筆に対する執着をみたが、本節では余りに高
値で買い入れられなかつた定家の漢詩作品をとりあげ、定家研究の側か
らその資料的価値について考察しておきたい。尚、この記事の存在の指
摘自体は榎原著書がはやく、「購架することができないからと、その七
言律詩を書き写している」という非常に簡略な表現で漢詩本文を掲げる
ことなく紹介している。

佐藤恒雄『藤原定家研究』（風間書房 二〇〇一年）（四七八頁）が明
らかにするように、藤原定家の漢詩作品は全三三編（但し為家作として
いるものも加えると三四編）であり、その内訳は『明月記』に記載され
るもの十四編の他、『拾遺愚草員外雜歌』（『韻字四季歌』漢詩部分）十
六編、国立歴史民俗博物館蔵『広橋家記録』中の『守光公雜記』に記載
されるもの一編等である。定家のその和歌の多さに比して現存漢詩は余

りに少ないが、それだけに既出の『日記』寛文四年十一月廿四日条の記
載は貴重である。ここでは、漢詩部分のみ掲げる。

五十二時三月尽

少年未識惜斯春

浮世久憶煙霞月

如我為無官緣人

花散黃金如辰錦

貧家資貯只春庭

欵冬躊躇手栽色

況復老鶯愁裏聽

定家ト有

以上が本文である。引用部分末尾の「定家ト有」という箇所は、書状等
に記した漢詩末尾に定家の位置が記されていた、或いは原態から切り取
られた一紙に漢詩一篇が書かれ、別紙の添状によれば「定家とあつた」
という意で書き添えたものとも考えられる。直矩は高値ゆえに購入を断
念し書写したわけだが、借覽書写する例は同年十一月廿五日条の「寂蓮
法師筆歌合」の場合等にもみられる。

第一句目より、定家五十二歳、すなわち建保元（一二一三）年三月末
の作ということになろう。このような年齢と季節を意識した書き出しは
『明月記』にみえる漢詩十四編のうち、次の詩句と類似している。詩番
号は佐藤著書による。

9 嘉禄一（一二一六）年十二月廿九日 七言絶句 起句

豈図六十五廻身

10 寛喜一（一二三〇）⁽²¹⁾ 年正月三十日 七言絶句 起句

六十九年袁暮翁

11 同年六月廿九日 七言絶句 起句

可憐六十九年夏

12 寛喜三（一二三二）年八月廿九日 七言絶句 転句

七十頬齡秋已暮

また国立歴史民俗博物館蔵『広橋家記録』中の『守光公雜記』に遺される15承元三年（一一〇九）四月十日「謹和給事中賀少男拾遺佳句」中の七言絶句起句「幼齡十廿遺職」や、為家のために代作したと考えられる17建暦二年（一二一三）七月廿三日「歓会契遇年」詩中の「拝趨日淺齡三十五」にも、年齢を句に織り込む手法はみえる。

当時の定家は從三位侍従であり、翌建保二（一二一四）年二月十一日に参議に任じられる。侍従という職は『明月記』建暦元（一二一）年九月六日条から順徳天皇の藏人頭を望みながらも叶えられず与えられたものであったことがわかる。同じく『明月記』建保元年六月十四日には任参議の願いが叶わないことを嘆く表現があり、折々に不遇意識を抱えていたものと考えられる。また嫡子為家は建暦二年十一月十四日以降、蹴鞠の才もあつて後鳥羽上皇の近習となり、建保元年二月一日には後鳥羽院の殊恩を受け、建保二年正月七日、四位に昇叙した。⁽²²⁾

『白氏文集』詩句である「踏花同惜少年春」（『千載佳句』春夜／『和漢朗詠集』春夜）を踏まえる第二句以下、平明な句が続き、山吹や躑躅が咲き乱れ、老鷺の声の聞こえる晩春の庭の風情と沈倫の想いと春愁に包まれた一編となつてゐる。

私による釈文は次の通り。

五十二時の三月尽 少年未だ識らず斯春を惜しむことを
浮世に久しく煙霞の月を憶ふ 我官に縁無き人と為るが如し
花は黄金を散じて辰錦の如し 貧家にして資貯するは只春の庭
のみ

歎冬と躑躅は手づから栽えし色

況んや復た老鷺愁裏の聴をや

大意は左のようになろう。

（私はもはや人の定命の五十を過ぎて）五十二歳となり、三月尽となつてしまつた。

しかし、少年（若者）は未だに（瞬く間に過ぎ行く）この春を惜しむということを知らない。

憂きこの浮世に永らえて霞に包まれた月を思つてきた（任官の思いを抱いてきた）が、私は官職に縁の無い人となるようである。

落花は黄金と散り敷いて辰錦のようである。

我が家は貧しく、蓄えるのはただこの春の庭だけである。

歎冬と躑躅は植えた色のまま咲き映える。

（その花を目にしつつ）ましてまた老鷺を愁いのうちに聞くことは尚更である。

この時期の『明月記』の伝存状況を、明月記研究会編『明月記研究提要』（八木書店 一〇〇六年）所載の「『明月記』原本及び原本断簡一覧」により確認すると、同年三月部分は「²³⁴三月廿五日前欠三月廿九日後欠」が仁和寺に蔵されるのみで、続く「²³⁵四月一日四月廿九日」は冷泉家時雨亭文庫に蔵される。自身の年齢を慮りつつ、自身の官職、若者（具体的には為家か）のことに憂愁の感を抱き、「家」を意識するという私的な自身の想いを吐露するという詠作内容から、あるいは当該漢詩は『明月記』前掲²³⁴と²³⁵の間に相当する部分に記されていたものであつたかとも思量される。

贋作であることを完全に否定することはできないが、持ち込んだ清庵

が定家周辺の古筆を扱う者であつたことや高額な値がついていたらしいこと、また漢詩の内容から、定家真作とみても不自然ではない。

おわりに

『松平大和守日記』中の古筆関連記事は収集家によつて記されたものであり、研究的視点は欠如する。伝称筆者名や取次者、購入価について記されることはあつても、当該書物の形状、奥書や丁数、伝来など本文の系統を探りうる内容について詳述されることはない。購つたものを表装し誇るべき逸品として振舞の場に供しているように、直矩にとつての古筆は、自身が典雅な時代を愛することを象徴する品であり、時代の風潮に従い「所有すること」に意義があるものであつて、その伝称筆者が誰であるかを問題にすることはあつても、その収集は学究的な渴望によるものではなかつた。

『日記』原本は既に逸し、抄出書写本だけが遺されているという現況を考えると抄出時点での記事の割愛、誤写誤脱も考慮しなくてはならず、史料の根本的な不安定性は否めない。しかしながら、『日記』は、近世大名周辺の文事、特に古筆とのかかわりを示す好史料である。海野圭介は「明治期の宝物調査記録と古筆——小杉権郎『鑑定筆記』をめぐつて——」⁽²³⁾において、鑑定記録を考察し、模写模刻帖・売立目録・調査記録等の史料的価値を指摘しているが、これらに加え、近世大名の遺した記録類の中にも検討の余地のある古筆関連記事が含まれている点、重ねて指摘しておきたい。

(1) 杉本苑子『引越し大名の笑い』(講談社文庫 一九九一年)。

(2) 若月による二度の原本からの抄出写本は山口大学図書館紫蘭文庫に蔵されている。

(3)

村上古文書刊行会本は寛文年間等一部のみ。本稿で扱う部分についてはいづれも底本は新潟県北方文化博物館本(越後写本)。

(4)

『近世大名文芸圏研究』(八木書店 一九九七年)所収「田村建顕と堂上歌壇」注十二。

(5) ①「溝川家文書の内容と意義——『大和守日記』との関係を中心に——」(近松研究所十周年記念論文集編集委員会編『近松の三百年』和泉書院一九九九年)、②「寛文年間の三味線工人注文——新発見の松平大和守日記直矩関係史料から——」(『芸能史研究』第一四一号 一九九八年四月)。

(6)

榊原著書には記されていないが、同集は『日記』寛文六年十月十六日条の「壬生忠見集定家卿筆付札 古筆勘兵衛所より取也」より、購入後古筆勘兵衛に極めを依頼したものであることが知られる。尚、同記事は日本庶民文化史料集成本では「付札」の「札」を欠脱する。さらにもう一度榊原著書の補足を示すと、寛文六年七月十三日条には同集を「全部一冊」と記し、当初は実際の購入価「拾五枚」よりも六倍強の高値で持ち込まれたものであつたことがわかる。

(7) 『日記』の寛文八年から十三年までは芸能関連記事の抄出のみで、本稿の実質的な対象は寛文七年までとなる。尚、慶安二年より越後村上藩主であつた直矩は寛文七年八月に姫路に国替となつた。

(8) 渡部が和歌に通じていたことは『日記』寛文四年一月十五日条等、参照。

(9) 寛文六年十二月十五日条に「方々不作法ニ成之候間 改易言付之旨」とある(同年十月一日条等、参照)。

(10) 家臣らしき吉田草也(多)について詳細不明であるが、この後も公宴和歌での御製等を伝えていた(寛文五年四月十日条等、参照)。

(11) 現在、『伊勢物語』一位局筆、為家筆の古筆切れはともに伝存している(田中登『物語古筆研究覧書』(久下裕利・久保木秀夫編『平安文学の新研究

物語絵と古筆切を考える』新典社 一二〇〇六年) 等、参照)。

詳しい。

(12)

「振舞」と関連して榎原著書参照。

(13) 「為宗」の「宗」は「家」の誤記か。但し、日本庶民文化史料集成本も「宗」とする。

(14)

伊井春樹『夜の寝覚』散逸部分の復元 新出資料『夜の寝覚抜書』をめぐってー』(『国語と国文学』平成十二年九月号)、田中登「伝後光嚴院筆物語六半切は『寝覚』の断簡か一付、伝冷泉為秀筆夜の寝覚物語切についてー』(『国文学』(関西大学国文学会)八八号 一二〇〇四年二月)等、参照。

(15)

『筆のまよひ』『飛鳥井家秘伝抄』とも称される。『日本歌学大系 五』(風間書房 一九七一年)解題には「將軍の依頼によつて記したとあるが、足利義政か義尚か決しがたく、成立年代も明かでない」とあり、『和歌大辞典』(明治書院 一九九六年)「筆のまよひ」項には「奥書から大樹(義尚)の仰せにより、注進上覧したもの」で「雅親最晩年の作か」とある。ここでは「義政公ニ被献」とある点、注目される。

(16)

河野信一記念館本が知られる他、正宗文庫本、書陵部本等、複数の伝為家筆本が伝存している。

(17)

桐山織部は、前掲注(5)五島論文①によれば東園家雜掌であるという。寛文五年九月廿五日条、寛文六年七月十三日条より、医薬にも通じていたことが窺える他、外出の供や香調合等もしている(寛文六年一月一日、十月二日、同七年三月三日、九月十三日、十一月十六日各条等、参照)。

(18)

寛文五年四月二日条「松平式部太輔殿^(マヤ)昨晩死去ニ付登城」とあり、その死を四月一日のこととして記す。

(19)

村上古文書刊行会本は「縁」を「緑」とするが、日本庶民文化史料集成本に従う。

(20)

佐藤著書は年次を「寛喜二年(一一二九年)」とする。『明月記』本文により確認し訂する。

(21)

稻村栄一『訓注明月記』第三卷(松江今井書店 一二〇〇三年)、加納重文『明月片雲無し 公家日記の世界』(風間書房 一二〇〇二年)等、諸書に

(23)

詳しい。
前掲注(11) 同書所収。

(原稿受理 一二〇〇八年三月十九日)